

欧米における AI ガバナンスの最新動向（1） AI Act 案の政治的合意

ヨーロッパ・ロボット/AI ニュースレター

2023 年 12 月 11 日号

執筆者:

[石川 智也](#)n.ishikawa@nishimura.com[服部 啓](#)k.hattori@nishimura.com

現地時間で 2023 年 12 月 8 日深夜、欧州議会、閣僚理事会及び欧州委員会の三者協議（トリログ）において、AI Act 案が政治的合意に至りました。今後、欧州議会及び閣僚理事会の承認といった必要手続を経て、2024 年前半には法案が成立・発効し、発効から 2 年以内に AI Act が施行されることが見込まれます。本ニュースレターでは、欧州委員会、欧州議会及び閣僚理事会のプレスリリースをベースに、AI Act 案の合意内容の概要及び同法案を受けて対応すべき方向性について速報的に概説します。なお、詳細については、合意版の条文テキスト（公表まで 2・3 ヶ月程度かかることが多いようです）を確認する必要があることにご留意ください。

1. 合意内容の概要

AI Act 案は、AI のイノベーションと普及を加速しつつ、基本権、民主主義、法の支配及び環境のサステナビリティをリスクの高い AI から保護することを目的として、AI の開発、実装及び利用について規律する規則案であり、AI が社会に及ぼし得るリスクに応じて異なる遵守事項を定めたリスクベースアプローチを採用しています。

すなわち、許容できないリスクを生じさせ得る AI システム、具体的には、①センシティブな特性（政治的、宗教的、哲学的信条、性的志向、人種等）を利用した生体分析の分類システム、②顔認識データベースを作成することを目的としてインターネットや監視カメラ映像から顔画像を無作為にスクレイピングすること、③職場や教育機関における感情認識、④社会的行動や個人的特徴に基づく社会的スコアリング、⑤人間の自由意思を回避するために人間の行動を操作する AI システム、⑥年齢、障害、社会的又は経済的状況による人の脆弱性を利用するために使用される AI 等については、その使用が一切禁止されます。これらについては、将来的に EU 市場での展開が困難になるほか、今後他の国の法令・実務においても同様の分類が導入される可能性があることを踏まえて、各国の法令の制定状況をモニターし、対応策を検討することが必要になると考えられます。

また、高度なリスク（健康、安全、基本的権利、環境、民主主義、法の支配に重大な危害を及ぼし得るもの）をもたらし得る AI システムについては、リスクマネジメントシステムの構築・実装、技術文書・ログの保持、ユーザーへの透明性の確保、人間による監督等の義務を課することが想定されています。

さらに、この 1 年間で生成 AI の普及・社会実装が急速に進んだことを受けて、汎用 AI 及びその基盤となる汎用モデルは、技術文書の作成、EU 著作権法の遵守、学習に使用されたコンテンツに関する詳細なサマリーの周知といった透明性要件を遵守することが求められます。さらに、一定の基準を満たしたシステム上のリスクを伴う影響力の大きな汎用 AI モデルは、モデル評価の実施、システム上のリスク評価及びその低減、テストの実施、重大なインシデントに関する欧州委員会への報告、サイバーセキュリティの確保、エネルギー効率の報告等が義務付けられることとなります。

他方で、よりイノベーションに配慮した法的枠組みの構築と、エビデンスに基づく規制の学習を促進する観点から、イノベーション支援措置に関して、多くの規定が盛り込まれます。特に、AI 規制のサンドボックス制度は、革新的な AI システムの開発、テスト、検証のための管理された環境を構築することが目指されており、現実の世界における革新的な AI システムのテストも許容すべきであることが明確にされ、特定の条件と保護措置の下で、現実世界での AI システムのテストを可能にする新たな規定が設けられます。さらに、中小企業の負担を軽減するために、政治的合意には、そのような事業者を支援するために実施すべき措置のリストが含まれ、限定的かつ明確に規定されたいくつかの適用除外が規定されることとなります。

監督当局による執行の観点からは、欧州委員会の中に AI 事務局が設置されることとなり、最先端の AI モデルを監督し、基準やテスト手法の育成に貢献し、全加盟国で共通の執行を行います。また、独立した専門家の科学パネルは、基盤モデルの能力を評価するための手法の開発に貢献し、高い影響のある基盤モデルの指定と出現について助言し、基盤モデルに関連する物質的な安全性に関する潜在的なリスクを監視することにより、汎用モデルについて AI 事務局に助言することとなります。

さらに、加盟国の代表で構成される AI 評議会は、欧州委員会の調整プラットフォーム及び諮問機関として存続し、基礎モデルに関する実施基準の策定を含め、規制の実装に関して加盟国に重要な役割を付与します。業界代表、中小企業、スタートアップ企業、市民社会、アカデミア等の利害関係者のための諮問フォーラムが設置され、AI 評議会に技術的な専門知識を提供します。

AI Act に違反した場合、違反した事業者（GDPR と同様にグループレベルで考えます）の前会計年度における全世界の年間売上高に対する割合又は所定の金額のいずれか高い方に設定されています。禁止された AI システムに関する違反に対しては 3500 万ユーロ又は 7%、AI Act の義務違反に対しては 1500 万ユーロ又は 3%、不正確な情報の提供に対しては 750 万ユーロ又は 1.5%のいずれかが上限となります。ただし、政治的合意では、AI Act の規定に違反した場合の中小企業やスタートアップ企業に対する制裁金について、より比例的な上限を定めています。

2. AI ガバナンスの構築への示唆

生成 AI の急速な普及に伴い、製品・サービスや社内プロセスに生成 AI を実装する試みが多く企業で実行に移されており、それに伴って、生成 AI ガイドラインを策定する日本企業は増えていますが、AI がもたらし得るリスクに対応するための、AI ガバナンスの構築についてはこれからという企業も少なくないように思われます。AI がもたらし得るリスクについては既に多くの指摘があるところで、どのようにそのリスクを低減して AI を社会実装していくかについては AI Act 案が成立に向けた最終段階にある欧州を始めとして世界的に議論が重ねられており、特に欧米の企業においては、AI ガバナンスの構築に向けた体制整備が進められています。AI Act 案が採用しているリスクベースアプローチは、2023 年 10 月 30 日に表明された米国の Executive Order や G7 広島プロセス国際行動規範¹等でも意識されており、AI Act 案は AI ガバナンスの構築に向けた重要な示唆を提示しています。そのため、日本企業においても、AI Act 案の内容等を参考にして、例えば、AI の利用プロセスの記録化、統括部署を設置してのリスク分析・アセスメント、高いリスクが生じ得る AI についてはリスクの低減措置の検討・実施を行う等、自社の製品・サービス又は社内で実装する AI がもたらし得るリスクを適切に評価し、そのリスクを低減させていくプロセス・体制を構築していくこと

¹ その後、2023 年 12 月 1 日に広島 AI プロセス G7 デジタル・技術閣僚声明が採択され、高度な AI システムを開発する組織にとどまらず全ての AI 関係者に対して、適切な範囲で適用されるべきことが確認されています。

が求められます。

日本では、EUの新法令の検討に当たって、域外適用のスコープ、法令上求められるドキュメント、罰則規定に注目が集まりがちです。しかしながら、AI Act 案の場合には、結局のところ、国別に AI を利用する商品・サービスを別々にすることができない場合が多い点や、AI Act 案が世界の法令・実務に及ぼすであろう影響を踏まえ、近い将来においてグローバルに対応できるよう、AI がもたらし得るリスクを評価し、そのリスクを低減させていくプロセス・体制を構築するという観点から AI Act 案をとらえ、社内の各部署をも巻き込んで、本社主導で対応を開始することが重要であるように思われます。GDPR がグローバルでのデータ保護法コンプライアンスの基軸となったのと同じようなことが AI の分野でも十分に起こり得ることを意識した早急なアクションが求められます。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 広報課 newsletter@nishimura.com